

熊本県特別支援教育研究会 規約

第一章 名称

第1条 本会は、熊本県特別支援教育研究会と称し、事務局を会長の委嘱する学校におく。

第二章 目的および事業

第2条 本会は特別支援教育の研究を行い、教育関係者及び一般社会のこれに対する認識を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会
- (2) 研究視察
- (3) 資料交換
- (4) 全国特別支援教育研究連盟並びに九州地区特別支援教育研究連盟に加盟し、連携しての研修・情報交換活動
- (5) その他必要な事業

第三章 会員

第4条 本会員は、特別支援教育関係教職員をもって構成する。

第四章 役員及び選出

第5条 本会は、次の役員をおく。

会長	1名	副会長	2～3名
事務局員	1～3名		
会計監査	2名	運営委員	若干名
研究委員	若干名		
評議員	(第6条2項に定める)	庶務・会計	若干名
顧問	(必要に応じておくことができる)	特別委員	(必要に応じておくことができる)

第6条 役員を選出については、次の通り定める。

- 1 会長、副会長は評議員会において選考し、総会の承認を得る。
- 2 評議員は、各支部の会長及び特別支援学校知的障害教育校長とする。
- 3 支部事務局長・支援学校運営委員は、評議員が(各支部より各1名、特別支援学校知的障害教育校より各学校1名)選出し、会長が委嘱する。
- 4 事務局員及び庶務会計は会員の中から会長が委嘱する。
- 5 会計監査は、評議員会において選出する。
- 6 顧問は評議員会の推薦により会長が委嘱する。
- 7 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。
- 8 特別委員は、評議員会が選考し会長が委嘱する。

第五章 職務

第7条 役員の仕事は次の通り定める。

- 1 会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
- 3 評議員は、重要事項の審議に当たる。
- 4 事務局員は、会の企画運営にあたる。
- 5 会計監査は、会計を監査する。
- 6 庶務会計は庶務並びに会計の一切を処理する。
- 7 顧問は会務に関し指導助言を与える。
- 8 特別委員は、九州大会及び全国大会における研究事項の推進にあたる。

第六章 会 議

第8条 本会における会議は、総会、合同委員会、評議委員会、事務局会議、特別委員会とする。各会は必要に応じ会長が招集する。

- 1 総会は、原則として年1回開き、次の重要事項を決議する。
 - ① 事業に関すること
 - ② 予算決算に関すること
 - ③ 役員等の選出に関すること
 - ④ 規約改正その他本会の重要事項
- 2 評議委員会は、原則として年2回開催（オンラインでの開催を含む）し、総会に次ぐ議決機関とする。
- 3 合同委員会は、会の運営について共通理解を図る。
- 4 事務局会は会の運営にあたる。
- 5 特別委員会は、研究事項の処置にあたる。

第9条 総会は会員の2分の1以上（委任状含む）、評議委員会は委員の3分の2以上（委任状含む）の出席で成立し、過半数をもって決議する。

第七章 会 計

第10条 本会の運営費は会費と学校負担金その他の補助金及び寄付金をもってあてる。

第11条 個人会員は会費800円を、各学校は学校負担金2000円を、支部等を通じて本会に納入する。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 全国特別支援教育研究連盟並びに九州地区特別支援教育研究連盟負担金は、本会が一括して納入するものとする。

第14条 全国大会、九州大会における経費負担が生じる場合は、会費額及び学校負担金額について総会に諮り決定する。

第15条 天災等不測の事態があり、事業計画等に著しく支障が出ると判断された場合は、評議員の過半数の同意を得て会長の判断により、その一部もしくは全額を免除する場合がある。

付則 本規約は平成28年5月24日より一部改訂し施行する。

本規約は令和元年6月8日より一部改訂し施行する。

本規約は令和2年8月1日より一部改訂し施行する。

本規約は令和3年6月1日より一部改訂し施行する。